政令

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十二号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条」を「第七条」に改める。

本則に次の一条を加える。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条　第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2　第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　岩城　光英

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十三号

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年七月一日とする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十四号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の四第一項、第五十五条の七第二項第三号、第六十条の三及び第六十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定用途港湾施設）」を付する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三　法第五十五条の七第二項第三号の政令で定める用途は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する船舶に係る旅客の利用とする。

2　法第五十五条の七第二項第三号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。

一　当該旅客施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁

二　当該旅客施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場

第二十二条第二項中「法」の下に「第四十一条の五、」を加える。

別表第五第一号(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　東京木材投下泊地防波堤西灯台（北緯三五度三七分三秒東経一三九度四九分四秒）から一二六度三〇分二、二七〇メートルの地点

(2)　東京木材投下泊地防波堤西灯台から一三六度三、三八〇メートルの地点

(3)　東京中央防波堤西灯台（北緯三五度三五分三三秒東経一三九度四七分二六秒）から一二九度一五分八、六二〇メートルの地点

別表第五第一号(5)及び(6)を次のように改める。

(5)　千葉港五井防波堤灯台（北緯三五度三三分一二秒東経一四〇度三分五九秒）から二七三度一五分一二、一四〇メートルの地点

(6)　川崎東扇島防波堤東灯台から八二度一五分一二、九四〇メートルの地点

別表第五第一号(9)を次のように改める。

(9)　東京中央防波堤西灯台から一三八度一五分六、一九〇メートルの地点

別表第五第一号(10)中「（北緯三五度三五分三三秒東経一三九度四七分二六秒）」を削り、同号(11)から(13)までを次のように改める。

(11)　東京中央防波堤西灯台から一三二度一五分五、一一〇メートルの地点

(12)　東京中央防波堤西灯台から一三一度六、五八〇メートルの地点

(13)　東京木材投下泊地防波堤西灯台から一五四度四五分三、九八〇メートルの地点

別表第五第三号中「大阪湾」を「瀬戸内海」に、「次に掲げる」を「(1)から(78)までに掲げる」に、「(39)に」を「(78)に」に改め、「区域」の下に「のうち(79)から(83)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(79)に掲げる地点と(83)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(84)から(102)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(84)に掲げる地点と(102)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域、(103)から(108)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(103)に掲げる地点と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(109)から(118)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(109)に掲げる地点と(118)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(119)から(127)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(119)に掲げる地点と